

調整給付金(不足額給付Ⅱ分)申請書

※ 本給付金は申請により、下記の全ての条件に該当する住民に対して、一律支給するものです。
・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう。(≒扶養親族等としても定額減税対象外)
・所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ。(≒本人として定額減税対象外)
・低所得世帯向け給付(令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

＜給付対象になり得る者の例＞

- 青色事業専従者、事業専従者(白色)
- 合計所得金額48万円超の者

＜支給額＞

・原則4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には原則3万円等)

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

韮崎市長 殿

市区町村
受付印

【誓約・同意事項】

下記を確認して、誓約・同意する場合は、チェック欄(□)に✓を記入してください。

□次の(1)を確認して、誓約します。

(1)【支給要件①】(ア)(イ)の、いずれかに該当している。

【支給要件①】

(ア)「地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者」又は「同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者」で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった。

(イ)「令和6年分所得税に係る合計所得金額」及び「令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額」が、48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった。

□次の(2)を確認して、誓約します。

(2)【支給要件②】(ア)～(ウ)の、すべてに該当している。

【支給要件②】

(ア)令和6年度に実施された定額減税の対象ではなかった。

(イ)令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を、本人分または扶養親族等分として受給しなかった。

(ウ)令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給しなかった。

□次の(3)(4)を確認して、同意します。

(3)本給付金の支給要件の該当性を審査するために、関係書類を提出することに同意します。

(4)本給付金の支給要件の該当性を審査するために、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等を公簿等で確認することや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

※市で確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には、調整給付金(不足額給付Ⅱ分)は支給されません。

1. 申請者(給付対象者本人)

フリガナ 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 -

※該当する方はチェック→ □令和6年1月1日時点で国外居住者でした。

【代理申請・代理受給をする場合】(代理人が申請・受給する場合は、記入してください。そうでない場合は、記入不要です。)

フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付Ⅱ分)の、 □申請のみ □受給のみ □申請・受給 を委任します。			申請者 本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2.振込口座(「1.申請者」の口座を記入してください。 代理人が受給する場合は、代理人の口座を記入してください。)

以下のチェック欄(口)に✓を記入し、振込口座を記入してください。

(長期間入出金のない口座を記入しないでください。 また、通帳等の写しを本人確認書類等貼付用紙に貼付する必要があります。)

下記の口座への振込を希望します。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁 4.信連 連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	店番	口座番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい。
ゆうちょ銀行を選択する場合は、通帳見開きページに記載された「店番」「口座番号」「口座名義」を記入してください。			

(注)

金融機関・支店に統廃合があった場合は、必ず新しい振込口座を記入してください。

金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、市務課収納課 市民税担当(☎ 0551-45-7021)までお問い合わせください。

提出書類

<次の①～④は、ご提出いただく書類です。>

提出書類を確認のうえ、チェック欄(口)に✓を記入してください。

①『調整給付金(不足額給付Ⅱ分)申請書』(本書類)

※ 必要事項は、全て記入されましたか？

- (表面)の「誓約・同意事項」欄
- (表面)の「1.申請者」欄
- (裏面)の「2.振込口座」欄
- (裏面)の「署名」欄

※ 次の②、③は、本人確認書類貼付用紙に貼付して、ご提出ください。

②『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれかの写し(コピー)を、「本人確認書類等貼付用紙」に貼付してください。
(代理人が申請・受給する場合は、本人と代理人(両方)の確認書類を貼付してください。)

③『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を、「本人確認書類等貼付用紙」に貼付してください。

※ 次の④は、「令和6年1月2日以降にさいたま市に転入した方」のみが、ご用意のうえご提出ください。

支給要件を確認するのに必要になります。

④『令和6年度(令和5年中)分の「個人住民税 課税証明書」の原本』

(令和6年1月1日時点で住民登録があった市区町村に確認してください。)

※記入漏れ(特に、「誓約・同意事項」欄、「署名」欄)や、提出書類に不足はありませんが。

署名欄(申請者が、「申請者氏名」「連絡先電話番号」をご記入ください。)

本申請の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

※印不要

※ 本調整給付金(不足額給付Ⅱ分)を振り込む際には、改めて、支給決定通知書を郵送します。

本人確認書類等貼付用紙

のりしろ

本人（代理人）確認書類の写し（コピー）

※本人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等（いずれか1つ）の写し（コピー）を貼付してください。

（代理人が、手続きする場合は、本人と代理人（両方）の確認書類を貼付してください。）

のりしろ

受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を貼付してください。